

専用水道の手引き

令和8年4月

伊勢崎市環境部環境政策課

【問い合わせ先】

伊勢崎市 環境部環境政策課 環境企画係

〒372-0824

群馬県伊勢崎市柴町 954

(清掃リサイクルセンター21 管理棟 2階)

(電話) 0270-27-2733

(FAX) 0270-27-5388

(E-mail) kankyou-s@city.isesaki.lg.jp

目 次

1	はじめに	1
2	専用水道とは	2
	(1) 専用水道の定義.....	2
	(2) 専用水道判断フロー.....	4
3	専用水道の確認について.....	5
	(1) 導入決定の前に.....	5
	(2) 水源の確保	5
4	専用水道の設置に係る手続き等.....	6
5	設置者の維持管理義務.....	9
	(1) 水道技術管理者の設置・義務.....	9
	(2) 衛生管理	11
	(3) 施設管理	11
	(4) 水質管理	12
	(5) 健康診断	17
	(6) 給水の緊急停止.....	17
6	水質異常時の対応.....	18
7	市の指導	21
8	関係法令	22
	伊勢崎市専用水道及び簡易専用水道に関する規則.....	22
	水道法（抜粋）	24
	水道法施行令（抜粋）	30
	水道法施行規則（抜粋）	32

1 はじめに

一般に「水道」と言えば、県営水道や市町村水道が挙げられますが、図1に示すように様々な種類があります。

その中で、一般の需要に応じて供給するものではなく、100人を超える者にその居住に必要な水を供給する、あるいは一日最大給水量のうち人の生活に利用する水量が20m³を超える寄宿舎、社宅、療養所、マンション・アパート等の集合住宅、学校、旅館・ホテル、レジャー施設等の自家用の水道は「専用水道」として水道法（以下「法」という。）の規定により種々の規制を受け、衛生的で安全な水の供給が図られる必要があります。

専用水道の布設工事をしようとする場合は、事前に市長が確認を行い、以後の指導等を行います。専用水道を設置しようとする場合は、伊勢崎市環境部環境政策課（以下「市」という。）へ申請・問い合わせ等をお願いします。

水 道	水道法 に規定された水道	水道事業
		水道用水供給事業
		専用水道
		簡易専用水道
	伊勢崎市小水道条例 に規定された水道	小水道事業
		専用小水道
		専用自家水道

図1 水道の種別

2 専用水道とは

(1) 専用水道の定義

専用水道とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の①②のいずれかに該当するものをいいます。(法第3条第6項)

- ① 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- ② その水道施設の日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。）が政令で定める基準を超えるもの

ただし、次の3条件をすべて満たすものを除きます。

- ア 他の水道から供給を受ける水のみを水源とすること。
- イ 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下であること。
- ウ 水槽の有効容量の合計が100m³以下であること。

なお、イ及びウは、地中又は地表に施設される規模を定めたものであり、有効容量の合計が100m³を超えるものであつても、地表からの汚染の影響を受けない程度に高く設けられた水槽（六面点検できる程度）の容量や、導管の延長は該当しません。

①「100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの」に該当する場合

ア 居住に必要な水の供給

「居住に必要な水」とは、飲用、炊事、洗濯その他継続的な日常生活を営むために必要な水をいいます。「居住」とは、「滞在」と異なり継続的であることを要します。例えば、療養所の入所者は「居住者」と考えますが、普通の病院の入院患者は「居住者」ではないとされます。また、旅館の宿泊客は「滞在者」であつて「居住者」ではありません。

イ 100人を超える者

「100人を超える者」とは、常時100人を超える居住者に給水することが必要であるとの意味であり、専用水道の居住者が何らかの事情によって常時100人以下となり、かつ、政令で定める日最大給水量が20m³以下であるときは、専用水道ではなくなります。

※ ここでいう居住者とは、実居住者をいい、計画給水人口ではありません。新設の専用水道の場合は、実際に居住を開始していないことが普通であり、この場合には、定員、戸数等から客観的に算出した員数をもって判断することとなります。

②「その水道施設の一日最大給水量が政令で定める基準を超えるもの」に該当する場合

◆ 該当する施設

政令で定める基準の施設とは、その水道施設の一日最大給水量が、人の飲用・炊事用・浴用・その他の生活の用に供するために使用する水量として20 m³を超えるものをいいます。そのため、プール用、空調用、食品の製造用、公衆浴場用（多人数が同時に利用する浴場）など、事業用・営業用等に使用される水は含みません（図2）。また、水洗トイレ用の水は、給水管の系統を専用水道の対象部分と完全に分離した場合にのみ、除くことができます。

なお、算定に当たっては、設計上の必要水量を一日最大給水量とし、設計上の水量が存在しない場合は、実績から算定します。

井戸等の自己水源、水道水等の受水				
公衆浴場用	空調用 プール用 など	厨房用 炊事用 など	洗面・手洗い用 ユニットバス用 など	その他生活の用
算定対象水量				

図2 専用水道算定対象水量

※ 専用水道に該当するかどうかの判断は、4ページの専用水道判断フロー（図3）で確認できます。なお、専用水道に該当しない場合でも、伊勢崎市小水道条例の規制を受ける小水道に該当する可能性があります。小水道に該当する場合には、伊勢崎市小水道条例、同条例施行規則等により設置者等に各種義務が生じます。ご注意ください。

(2) 専用水道判断フロー

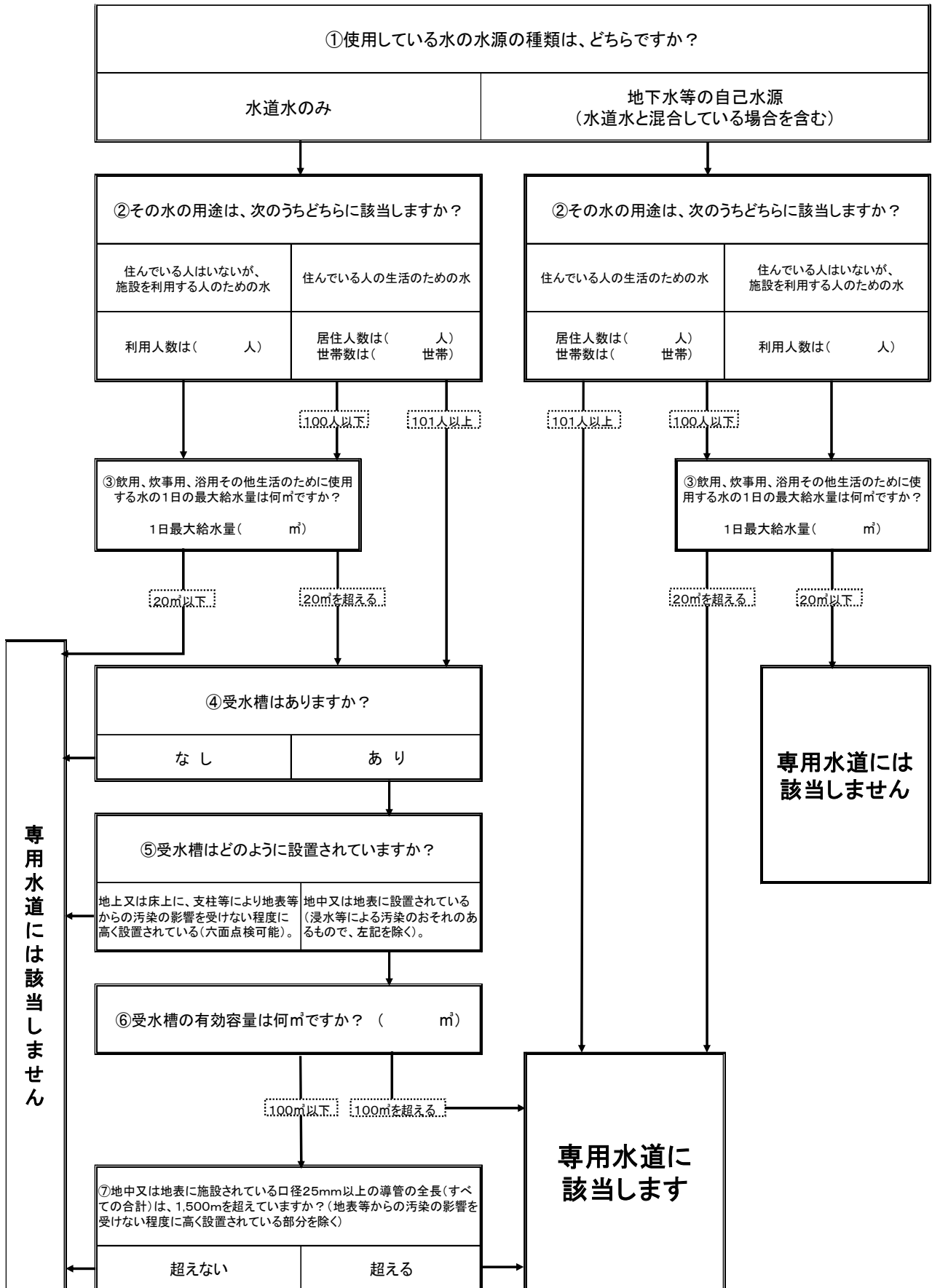


図3 専用水道判断フロー

3 専用水道の確認について

専用水道は、法第32条により、その布設工事着手前に、設計について市長の確認を受けなければならないと定められており、確認を受けずに布設工事に着手した場合は、罰則が適用される場合があります。(法第32条、第54条、第56条)

(1) 導入決定の前に

専用水道には、施設管理における人員配置や水質検査等について、上水道や簡易水道等の水道事業と同等の維持管理が義務付けられており、相応の人員配置・経費支出が必要です。特に、水道事業の給水区域内にあって現に給水を受けている等受水が可能であるにもかかわらず、水道に係る経費削減を主目的に導入を計画する場合にあっては、水道が多くの人の生活に利用され高い安全性を求められることから、法律に定める維持管理義務を十分に理解した上で導入を検討すべきであり、導入後になって、資金的・人的に管理が困難であることを理由にその管理をおろそかにしてしまうことがあってはなりません。

このため、水道事業（多くの場合公営）の給水区域外であるか、又は給水区域内ではあるが給水開始が何年も先であり、配水管の布設を待ってられないような場合にはじめて、自己水源による水道を検討することが適切であると考えられます。

(2) 水源の確保

需要量に見合う水量・浄水可能な水質を有する水源について確保することが必要です。そのため、確実な水源の水量を調査する必要があり、河川水、湖沼水、ダム水、伏流水等の流水占有（河川法第23条）に係るものについては、当該許可水量又は許可見込水量を、それ以外の場合については、流量測定、揚水試験等を実施することとなります。

また、原水に係る水質については、水質基準（全項目のうち消毒副生成物及び味を除く）等に基づく検査を行い、水質を十分把握した上で浄水施設の設計を行うことが必要です。

4 専用水道の設置に係る手続き等

手続き上の注意点	
計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ できれば検討段階で、市にご相談ください。 ・ 水道事業の給水区域内にあって自己水源による専用水道を検討する場合は、上水受水による給水を第一に検討してください。 ・ 施設の完成時に行う完成検査から水道技術管理者による管理が必要になるので、人員配置・組織、また、定期・臨時の水質検査や健康診断等に要する経費等を踏まえて、設置について判断することが必要です。
水源の決定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質基準に関する省令(平成15年厚生省令第101号。以下「水質基準」という。)に定める全項目(消毒副生成物に係るものを除く。)検査の実施(原則として、申請から過去1年以内のもので、水質が最も悪化していると考えられる時期を含んでいること)。 ・ 水源の水量の調査が必要です。 ・ 湧水・表流水等に係る水利権等の要否、地下水揚水の制限等の有無や取水可能量等の調査が必要です。
設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源の水量・水質及び需要水量等から総合的に施設能力を判断してください。
確認申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に、専用水道布設工事設計確認申請書(様式第1号)を提出してください。 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事設計書 ・ 国土交通省令で定める書類及び図面 <p>※ 詳細については8ページの添付書類一覧を確認してください。</p>
市長から確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請から確認までの標準事務処理期間は30日(修正等に要する日数を含まず。)
着工	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確認を受けないで着工すると、百万円以下の罰金に処せられることがあります(法第54条)。
完成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道技術管理者が施設検査(竣工検査)を実施。 ・ 試運転と同時に浄水の水質基準全項目の検査を実施。 ・ 遅くともこの時点で水道技術管理者を設置し、市に、水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)設置・変更届(様式第6号)を提出してください。 <p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)の資格を有することを証明する書類の写し
給水開始前届提出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市に、専用水道給水開始前届(様式第5号)を提出してください。 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・ 専用水道水質検査結果報告書(様式第10号) ・ 浄水の水質基準全項目の水質検査結果及び施設検査結果の写し

使用開始	<ul style="list-style-type: none"> 給水開始
維持管理・保守	<ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度の開始前に、「水質検査計画」を作成。 定期的水質検査を実施し、検査を実施する毎に、市に、専用水道水質検査結果報告書(様式第10号)を提出してください。 施設従事者等の健康診断を実施。
改造・更新	<ul style="list-style-type: none"> 計画する段階で市にご相談ください。改めて「確認申請」が必要となる場合があります。
記載事項変更届	<ul style="list-style-type: none"> 次の変更があった場合、市に、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届(様式第4号)を提出してください。 ① 申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)を変更した場合 ② 施設の名称、施設の所在地、事務所所在地、給水の対象又は給水開始予定年月日を変更した場合 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> 変更の内容が確認できる書類及び図面
水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)の変更届	<ul style="list-style-type: none"> 市に、水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)設置・変更届(様式第6号)を提出してください。 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> 水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)の資格を有することを証明する書類の写し
休止・廃止届	<ul style="list-style-type: none"> 専用水道を休止又は廃止した場合、市に専用水道休止・廃止届(様式第11号)を提出してください。
業務委託開始・変更・失効届	<ul style="list-style-type: none"> 次の場合は、内容に応じて、市に各種届出をしてください。 ① 専用水道の管理を第三者に委託した場合 市に、専用水道管理業務委託開始届(様式第7号)を提出してください。 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> 委託を証する書類の写し ② 委託の内容に変更が生じた場合 市に、専用水道管理業務委託変更届(様式第8号)を提出してください。 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> 委託を証する書類の写し ③ 委託契約が失効した場合 市に、専用水道管理業務委託契約失効届(様式第9号)を提出してください。
その他	<p>※ 上記に掲げる届出等のほかにも必要な届出・報告等が必要になる場合があります。ご不明な点は市までお問い合わせください。</p>

専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）の添付書類

法定要件等の事項	留意事項	根拠
確認申請書		法第33条第1項
工事設計書		法第33条第4項
一日最大給水量	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水道施設の計画規模等を定めるものであり、算定方法が合理的に設定されているか。 ◆ 設計上の算定水量 	同条同項第1号
一日平均給水量	◆ 負荷率 一日平均給水量／一日最大給水量 は適正か。	
水源の種別	◆ 水源ごとに、河川水(自流水)、湖沼水(自流水)、ダム水(放流水を含む)、地下水(浅井戸、深井戸、伏流水)、湧水、浄水受水などの別が記載されているか。	同条同項第2号
取水地点	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水源ごとに記載されているか。 ◆ 正確に地番まで記載されているか。 ◆ 地下水、伏流水の場合、採水位置(採水層の深さ)が記載されているか。 	
水源の水量の概算	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取水の確実な水源の水量を説明しているか。(1年以内) ◆ 表流水等の流水占用の許可(河川法23条)に係るものにあつては当該許可水量又は許可見込水量を、それ以外の場合は、流量測定、揚水試験等の結果から得られた取水可能な最大量と計画水量との関係が示されているか。 	同条同項第3号
水質検査の結果	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 水源ごとに全項目検査等(消毒副生成物及び味を除く。)を実施し、1年以内の検査のものか。 ◆ 水質が最も低下する時期の検査結果があるか。 ◆ 水質検査委託をした場合は、国土交通大臣及び環境大臣に登録した者が実施しているか。 (平成16年3月30日までは大臣の「指定」による。) 	
水道施設の概要	◆ 水道施設全体について概括的に記述されているか。	同条同項第4号
水道施設の位置(標高及び水位を含む。)、規模及び構造	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「水道施設の概要」に記載のものと矛盾はないか。 ◆ 設置場所、標高、水位(変動する場合にあつては高水位及び低水位)、規模(容量、寸法等)及び構造(形状、材質、形式等)が記載されているか。 	同条同項第5号
浄水方法	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 浄水処理方法が明示され、浄水処理工程ごとに主要な諸元(薬品注入量、滞留時間等)が記載されているか。 ◆ 原水の水質検査結果に充分対応できる処理方法であるか。(基準値以内であっても、基準値に近接した検査結果の場合は基準値超過を前提とした設計が望ましい。) 	同条同項第6号
工事着手予定年月日 工事完了予定年月日		同条同項第7号
その他厚生労働省令で定める事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 主要な水理計算(水源から配水管の末端に至るまでの水位、水圧、水量等に関する計算)の結果及び計算方法の概要が記載されているか。 ◆ 主要な構造計算(水道施設の水圧、土圧、地震力その他の主要な荷重に対する強度等の計算)の結果及び計算方法の概要が記載されているか。 	同条同項第8号
国土交通省令で定める書類及び図面		法施行規則第53条
水の供給を受ける者の数を記載した書類		同条第1号
水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面		同条第2号
水道施設の位置を明らかにする地図	◆ 取水、貯水、導水、浄水、送水施設、配水池、ポンプ場等の主要施設の配置が明示されているか。	同条第3号
水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図	◆ 家畜や人の糞尿の処理施設等があれば記載されているか。	同条第4号
主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 取水場、浄水場、配水場等の一般平面図 ◆ 主要な水道施設の水位高低図 ◆ 主要構造物の一般図 ◆ 主要構造物詳細図 	同条第5号
導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図		同条第6号
その他		
特殊な浄水処理を行う場合は、浄水データ等		
水道技術管理者の設置計画	◆ 選任予定者の氏名(所属)等が、具体的に記載されているか。	
消防水利の合議書等(任意提出)	◆ 特に地区水道にあつては、できるだけ協議されることが望ましい。	

5 設置者の維持管理義務

専用水道の設置者は、法令の定めるところにより、次のことを行ってください。

- ・水道技術管理者の設置（法第34条第1項において準用する法第19条第1項）
- ・定期及び臨時の水質検査（法第34条第1項において準用する法第20条第1項）
- ・定期及び臨時の水質検査記録の保存（法第34条第1項において準用する法第20条第2項）
- ・定期及び臨時の健康診断（法第34条第1項において準用する法第21条第1項）
- ・定期及び臨時の健康診断記録の保存（法第34条第1項において準用する法第21条第2項）
- ・消毒その他衛生上の措置（法第34条第1項において準用する法第22条）
- ・給水の緊急停止及び周知（法第34条第1項において準用する法第23条第1項）
- ・水質検査計画の策定（法施行規則第54条において準用する法施行規則第15条第6項・第7項）

（1）水道技術管理者の設置・義務

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者を1人置かなければなりません。水道技術管理者の業務内容は以下のとおりで、これらの仕事に従事する他の職員を監督する責任も負うことになります。

水道技術管理者の事務（法第19条第2項）

- ・水道施設が施設基準（法第5条）に適合しているかどうかの検査
- ・給水開始前の水質検査及び施設検査（法第13条第1項）
- ・定期及び臨時の水質検査（法第20条第1項）
- ・水道施設の従業員の定期及び臨時の健康診断（法第21条第1項）
- ・消毒その他衛生上の措置（法第22条）
- ・給水の緊急停止（法第23条第1項）
- ・給水停止命令による給水停止（法第37条前段）

なお、水道技術管理者は専門的な知識が要求されるため、法令で定める資格を有する者でなければなりません。10ページの「水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）の資格一覧」（表1）を参考にしてください。

※受託水道業務技術管理者の資格・業務等は、水道技術管理者と同様です。

表1 水道技術管理者(受託水道業務技術管理者)の資格一覧(水道法施行令第7条)

実務経験年数					
水道技術管理者として基礎教育を受けた者	専攻の種	土木工学（土木科）		土木工学以外の工学及び理学・農学・医学・薬学に関する学科目	工学・理学 農学・医学・薬学 以外の学科目
	学校の種	衛生工学 水道工学 を専攻	衛生工学 水道工学 以外を専攻		
	新制大学院 大学の専攻科	1年以上 (6か月以上)	2年以上 (1年以上)		
	新制大学	2年以上 (1年以上)	3年以上 (1年6か月以上)	4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6か月以上)
	旧制大学	2年以上 (1年以上)		4年以上 (2年以上)	5年以上 (2年6か月以上)
	短期大学 ^{※1} 高等専門学校 旧制専門学校 ^{※2}	5年以上 (2年6か月以上)		6年以上 (3年以上)	7年以上 (3年6か月以上)
	高等学校 中等教育学校 旧制中等学校	7年以上 (3年6か月以上)		8年以上 (4年以上)	9年以上 (4年6か月以上)
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・10年（5年）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ・外国の学校において上記の学科目に相当する学科目を、上記に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれの欄に規定する経験年数を有する者 ・技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る）であって、1年（簡易水道の場合は6か月）以上、水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 ・国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者 				

（注）数字は、卒業・修了後、水道に関する技術上の実務に従事した経験年数です
ただし、（ ）内は簡易水道及び1日最大給水量が1,000m³以下の専用水道が対象です
※1専門職大学の前期課程を含む
※2専門職大学の前期課程を修了した者も含む

(2) 衛生管理

専用水道の設置者（水道技術管理者）は、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上の措置を講じなければなりません。衛生上の措置として、次の事項があります。

① 清潔生活の保持

取水場、貯水池、導水渠、浄水場、配水池、ポンプ井等の施設は、常に清掃等を行って清潔にし、水の汚染防止を十分に行ってください。

② 汚染防止の措置

①の施設には、柵を設け、施錠をする等のほか、汚染防止のために一般の注意を喚起するのに必要な標札・立札・掲示等をし、人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じてください。

③ 残留塩素の保持

給水栓における水の遊離残留塩素が 0.1 mg/L （結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L ）以上保持するように塩素消毒をしてください。ただし、次のような場合には、遊離残留塩素が 0.2 mg/L （結合残留塩素の場合は 1.5 mg/L ）以上保持されるようにしてください。

- ・水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ・全区域にわたるような広範囲の断水後、給水を開始するとき
- ・洪水又は濁水等により原水の水質が著しく悪化したとき
- ・浄水施設の故障・誤作動等により、浄水過程に異常があったとき
- ・配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ・その他特に必要があると認められるとき

(3) 施設管理

専用水道の設置者（水道技術管理者）が行う施設の点検・検査の機会は、次のとおりです。

① 施設完成時の給水開始前に、設計どおり施工されているかどうかの施設検査（水質検査も併せて実施）

② 日常・定期的に、水道施設が施設基準（法第5条）に適合するように維持されているかどうかの検査

※1 点検の結果、不備が発見された場合は、設置者は速やかに改善措置を講じなければなりません。

- ※2 受水槽・高架水槽等の貯水槽は常に清潔にし、1年に1回以上定期的に清掃を行ってください。また、水垢や沈積物が多い場合や、汚染があった場合などは随時清掃してください。

(4) 水質管理

専用水道により供給される水は、水質基準（法第4条・水質基準に関する省令）に適合しなければなりません。そのため、専用水道の設置者は、定期及び臨時に、水質検査を行ってください。検査を委託する場合は、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた水質検査機関に委託してください。

検査項目及び回数は、15ページの「水質検査項目等一覧」（表2）に示すとおりです。

ア 水質検査計画の策定

専用水道の設置者は、水源やその周辺の状況等を勘案して、どのように水質検査を実施するかについての「水質検査計画」を策定しなければなりません。

策定の時期	毎事業年度の開始前
策定者	専用水道の設置者
策定の方法	水源の状況、浄水方法及び過去の水質検査実績から、法に規定される基準に従い、検査項目、頻度、時期等について決定

イ 検査計画に盛り込む内容

水質検査計画には、次の事項を記載しなければなりません。

- ① 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの
原水から、給水栓にいたるまでの水質の状況、汚染の要因や水質管理上優先すべき対象項目等の水質管理上の留意すべき事項です。
- ② 定期の検査を行う事項については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由
水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、採水の場所・検査の回数に関する事項です。
- ③ 定期の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由
水源の種別、水源の状況、浄水処理方法、送水・配水・給水の状況等を踏まえ、省

略する項目に関する事項です。

④ 臨時の検査に関する事項

臨時の水質検査を行うための要件、水質検査を行う項目等に関する事項です。

⑤ 水質検査を委託で行う場合における当該委託の内容

委託先の検査機関の名称・所在地・連絡先、委託する項目などです。

⑥ その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性の保証に関する事項、関係者との連携に関する事項などです。

ウ 定期及び臨時の水質検査

専用水道の設置者は、浄水について、水質検査計画で定めた検査項目・頻度の水質検査を実施してください（原水についても定期的に検査することが望ましい）。浄水の検査項目は、水質基準に関する省令に定めるとおり 52 項目あり、その詳細は 15 ページの表 2 に示すとおりです。

また、水質検査に関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して 5 年間保存してください。

a 毎日の検査（3 項目）

給水栓における水の色、濁り、残留塩素の 3 項目を 1 日 1 回以上行い異常でないことを確認してください。

※ 色及び濁りについては、目視による検査でもかまいません。

残留塩素については、遊離残留塩素が 0.1 mg/L（結合残留塩素の場合は 0.4 mg/L）以上保持されるように塩素消毒をしてください。ただし、11 ページの「(2) 衛生管理③」のただし書に記載している場合においては、遊離残留塩素が 0.2 mg/L（結合残留塩素の場合は 1.5 mg/L）以上保持されるようにしてください。

b 定期の検査

① おおむね月に 1 回以上

表 2 に示す 1、2、39、47～52 の項目（9 項目）

（※ 43、44 の項目については、原因藻類発生時期に月 1 回以上）

② おおむね 3 か月に 1 回以上

表 2 に示す 3～38 の項目、40～42 の項目、45 及び 46 の項目（41 項目）

（※ ① に示す 9 項目も併せて実施）

③ 浄水の採取場所

末端の給水栓での採水を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。

- ※1 原則として、配水系統ごとに1地点以上選定してください。ただし、1つの配水系統において検査を行うことにより、他の配水系統において供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できる場合を除きます。また、検査項目ごとに異なった給水栓が選定されることがないようにしてください。
- ※2 水質基準項目のうち「鉛及びその化合物」に係る検査に供する水の採取方法については、毎分約5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量(毎分約5リットル)で流しながら開栓直後から5リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法とすること。
- ※3 検査する水の採取場所の数については、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断できるよう、水道の規模に応じ、水源の種別、浄水施設及び配水施設ごとに合理的な数となるように設定するとともに、配水管の末端等、水が停滞しやすい場所も選定することが必要です。

c 原水の検査

- ① すべての水源の原水について、水質が最も悪化していると考えられる時期(降雨、降雪、洪水、濁水等)を含んで、少なくとも毎年1回は定期的に表2に示す全項目から22から32(消毒副生成物)及び49(味)の項目を除いた項目について実施することが望ましいとされています。(40項目)
- ② 耐塩素の病原生物であるクリプトスポリジウム及びジアルジアについては、「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」(平成19年3月30日付け健水発第0330005号通知の別添)に基づき、当該病原生物による汚染の指標となる細菌(大腸菌(*E. coli*)及び嫌気性芽胞菌)の検査や、当該病原生物自体の検査を定期的に行ってください。

d 検査省略の可否

- ① 原則、表2に示す52項目の検査を実施しますが、一定の条件を満たすことにより、合理的に検査対象項目、頻度、検査省略の可否を決めることができます。
- ② ただし、1、2、9～11、22～26、28～32、39、47～52の項目(22項目)については、いずれの場合も検査を省略することができません。
- +③ これらについては、毎年度「水質検査計画」として定める必要があります。

表2 水質検査項目等一覧

番号	項目名	基準値	省略可否	採取場所	検査回数	検査回数の減	省略の可否
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下	×	給水栓	おおむね月1回以上	×	×
2	大腸菌	検出されないこと					
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下	○	浄水施設出口等可(注1)	年1回又は3年に1回(注2)	年1回又は3年に1回(注2)	○(注3)
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下					
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下					
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下					
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下					
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	×	給水栓	おおむね月1回以上	×	×
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	○(注3)
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下					
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下					
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下					
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下					
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下					
20	ペルフルオロ(オクタタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(別名PFQA)	0.0005mg/L以下(50ng/L以下)					
21	ベンゼン	0.01mg/L以下	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	○(注6)
22	塩素酸	0.8mg/L以下					
23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下					
24	クロホルム	0.06mg/L以下					
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下					
26	ジブromoクロロメタン	0.1mg/L以下					
27	臭素酸	0.01mg/L以下	○	給水栓	おおむね3月に1回以上	×	○(注3) 浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合は不可
28	総トリハロメタン	0.1mg/L以下					
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	×	給水栓	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	×
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下					
31	ブロモホルム	0.09mg/L以下					
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下					
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下					
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下					
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	○(注4)
36	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下					
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下					
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下					
39	塩化物イオン	200mg/L以下	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	×
40	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下					
41	蒸発残留物	500mg/L以下	○	浄水施設出口等可(注1)	おおむね3月に1回以上	年1回又は3年に1回(注2)	○(注3)
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下					
43	ジェオズミン	0.0001mg/L以下					
44	2-メチルイソボルネオール	0.0001mg/L以下					
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下					
46	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下					
47	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	×	給水栓	おおむね月1回以上	おおむね3月に1回以上(注5)	×
48	pH値	5.8以上8.6以下					
49	味	異常でないこと					
50	臭気	異常でないこと					
51	色度	5度以下					
52	濁度	2度以下					
毎	色、濁り、消毒の残留効果		×	給水栓	1日1回以上	×	×

- (注1) 送・配水施設において濃度が上昇しないことが確認される場合は、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所で採取することができる。
- (注2) 原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上と、検査回数を減らすことが可能。
- (注3) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。
- (注4) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及び周辺の状況並びに薬品等及び資機材等の使用状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。
- (注5) 連続的に計測及び記録がなされている場合は、おおむね3月に1回以上と、検査回数を減らすことが可能。
- (注6) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地帯における地下水の状況を含む。)を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。
- (注7) 過去の検査結果が基準値の1/2を超えたことがなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(湖沼等の停滞水域を水源とする場合は、当該基準項目を産出する藻類の発生状況を含む。)を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、省略可。
- (注8) 原水の水質が大きく変わるおそれがないと認められる場合であって、過去の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね6ヶ月に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下であるときは、おおむね1年に1回以上と、過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下であるときは、おおむね3年に1回以上と、検査回数を減らすことが可能。
- (注9) **全量受水**の場合に限り、送水者の検査結果が基準値の1/5以下であり、受水者の施設で濃度が上昇しないことが明らか場合は省略可。

e 臨時の検査

臨時の水質検査は、次のような場合に行ってください。

なお、全項目検査が原則となりますが、省略項目のうち、行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その項目については省略することができます。

- ・ 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ・ 水源に異常があったとき。
- ・ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき。
- ・ 浄化過程に異常があったとき。
- ・ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- ・ その他特に必要があると認められるとき。

工 水質検査の委託

水道水の水質検査を委託するときは、次によらなければなりません。

- ① 委託契約は、委託契約書により行うこと。
※契約書の内容については水道法施行規則第 15 条第 8 項内に規定
- ② 委託契約書を契約終了の日から 5 年間保存すること。
- ③ 委託料が委託業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。
- ⑤ 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、試料を速やかに水質検査機関に引き渡すこと。
- ⑥ 水質検査が適正に行われたか実施状況を確認すること。

オ 薬品の管理

- ① 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等関係法令・基準を遵守し、防毒面、塩素中和装置等の保安用具設備を整備しておいてください。
- ② 次亜塩素酸ナトリウム溶液その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用方法は適正に行うとともに、その使用量、保安量を記録するなどの薬品の安全管理には万全を期してください。
- ③ 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇するおそれがあるので、貯蔵期間、貯蔵温度には注意をしてください。

(5) 健康診断

専用水道の設置者は、給水する水が、感染症を引き起こす菌に汚染されるのを防ぐため、水道の取水場、浄水場又は配水池において維持管理の業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、定期及び臨時の健康診断を実施してください。

また、健康診断に関する記録を作成し、健康診断を行った日から起算して1年間保存してください。健康診断の内容は次のとおりです。

ア 定期の健康診断

① 健康診断の項目

病原体が便中に排出される感染症について、その保菌者を調べます。通常は赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌を対象としますが、必要に応じて、コレラ菌、赤痢アメーバ、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等についても対象としてください。

② 検査の対象

主として、便について行います。必要に応じて、尿、血液、その他について行います。

③ 検査の回数

おおむね6か月ごとに行ってください。

イ 臨時の健康診断

健康診断対象者が、前述「健康診断の項目」に掲げた菌の保有者であることが明らかになった場合や、当該施設の地域で当該感染症が発生する等により健康診断対象者に罹患するおそれがある場合に実施してください。

(6) 給水の緊急停止

専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、次の措置をとってください。

① 直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じてください。

② 市に連絡・報告してその指導に従い、汚染原因の調査や必要な改善措置を行ってください。報告の際には、市に、**緊急停止報告書(様式第17号)**を提出してください。

※ 緊急停止の理由・施設の状況等から判断し、市職員により立入検査を実施する場合があります。

6 水質異常時の対応

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」平成15年10月10日健水発第1010001号 厚生労働省健康局水道課長通知

水質異常時の対応について

- 1 水質検査の結果、水質基準を超えた値が検出された場合には、直ちに原因究明を行い、基準を満たすため下記2から5に基づき必要な対策を講じること。なお、水質検査結果に異常が認められた場合に、確認のため直ちに再検査を行うこと。その際、初回及び再検査の結果を双方とも破棄せず保存し、どちらの検査結果を正式な結果として採用したかの記録を残すこと。また、分析操作に不備があったと考えられる等合理的な理由がある場合には、再検査の結果を正式な結果とすることができるが、原則として初回の結果を水質検査の正式な結果とすること。
- 2 一般細菌及び大腸菌については、その水道水中の存在状況は病原微生物による汚染の可能性を直接的に示すものであるため、それらの評価は、検査ごとの結果を基準値と照らし合わせて行うべきであり、基準を超えている場合には、水質異常時とみて直ちに別添3に従い、所要の措置を講ずる必要があること。また、塩化物イオンなど病原微生物の存在を疑わせる指標としての性格も有する項目(水道法施行規則第15条第1項第4号において省略が可能とされていない項目のうち、総トリハロメタン、クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、塩素酸、臭素酸及びホルムアルデヒド以外の項目をいう。)についても、その値が大きな変動を示した場合には、上記に準じて対応する必要があること。
- 3 シアン化物イオン及び塩化シアン並びに水銀及びその化合物については、生涯にわたる連続的な摂取をしても、人の健康に影響が生じない水準を基とし安全性を十分考慮して基準値が設定されているが、従前からの扱いを考慮して、上記2に準じて対応をとることが適当であること。

4 新基準省令（水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）以下「新基準省令」という。）の表中1の項から32の項までの上欄に掲げる事項のうち上記2及び3に示した項目を除いては、長期的な影響を考慮して基準設定がなされているが、検査ごとの結果の値が基準値を超えていることが明らかになった場合には、直ちに原因究明を行い所要の低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。基準値超過が継続すると見込まれる場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。

5 新基準省令の表中33の項から52の項までの上欄に掲げる事項については、その基準値を超えることにより利用上、水道水として機能上の障害を生じるおそれがあることから、検査ごとの結果の値を基準値と照らし合わせるにより評価を行い、基準値を超えていることが明らかになった場合には、水質異常時とみて別添3に従い所要の対応を図るべきであること。

別添3 水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとする。

1 新基準省令の表中1の項から32の項までの上欄に掲げる事項

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じること。具体的には次のような場合が考えられる。

イ 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

ロ 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

ハ 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき

ニ 工業用水道の水管等に誤接合されていることが判明したとき

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合は、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止すること。

イ 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合

ロ 臭気及び味に著しい変化が生じた場合

ハ 魚が死んで多数浮上した場合

ニ 塩素消毒のみで給水している水道の水源において、ごみや汚泥等の汚物の浮遊を発見した場合

(2) 省略

(3) 水源の監視

原水における水質異常を早期に把握するため、各水道にあつては水源の監視を強化するとともに、水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器の導入等を図ること。

また、水源の水質異常時に直ちに適切な対策が講じられるよう、平常より関係者との連絡通報体制を整備すること等を図ること。

2 新基準省令の表中 3 3 の項から 5 2 の項までの上欄に掲げる事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保すべきであること。なお、色度、濁度のように、健康に関連する項目の水質汚染の可能性を示す項目や、銅のように過剰量の存在が健康に影響を及ぼすおそれのある項目については、健康に関連する項目に準じて適切に対応すること。

7 市の指導

(1) 届出等の指導

設置者に届出及び維持管理の重要性を指導します。

(2) 改善の指示・給水停止命令（法第36条・37条）

専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要ながあると認められる場合は、期間を定めて必要な改善すべき旨を指示することがあります。

また、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠ったときは、専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することがあります。

さらに、上記改善指示または勧告に従わず、給水を継続することによって利用者の利益を阻害すると認められたときは、その指示等に係る事項を履行するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

(3) 報告の徴収及び立入検査（法第39条）

布設又は管理の適正を確保するために必要があると認める時は、設置者から工事の施行状況や専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は市担当職員が、現地に立ち入り、帳簿、水質、水道施設等进行检查します。

8 関係法令

伊勢崎市専用水道及び簡易専用水道に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、専用水道及び簡易専用水道の適正な維持管理を図るため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(専用水道の布設工事設計確認申請等)

第2条 法第33条第1項の申請書は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）とする。

2 法第33条第5項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合することを確認した場合
専用水道布設工事設計確認通知書（様式第2号）

(2) 専用水道の布設工事の設計が法第5条の規定による施設基準に適合しないと認めた場合又は申請書の添付書類によっては適合するか否かを判断できない場合
専用水道布設工事設計不適合等通知書（様式第3号）

(専用水道の布設工事設計確認申請書記載事項変更の届出)

第3条 法第33条第3項の規定による届出は、専用水道布設工事設計確認申請書記載事項変更届（様式第4号）に、変更の内容が確認できる書類及び図面を添付して行うものとする。

(専用水道の給水開始前の届出)

第4条 法第34条第1項において準用する法第13条第1項の規定による届出は、専用水道給水開始前届（様式第5号）に、同項に規定する水質検査及び施設検査の結果を明らかにする書類の写しを添付して行うものとする。

(専用水道の水道技術管理者の設置等の届出)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者（法第24条の3第6項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。以下同じ。）を設置し、又は変更したときは、速やかに水道技術管理者（受託水道業務技術管理者）設置・変更届（様式第6号）に、当該水道技術管理者の資格を有することを証明する書類の写しを添付して市長に届け出なければならない。

(専用水道の管理業務委託開始等の届出)

第6条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項前段の規定による届出は、専用水道管理業務委託開始届（様式第7号）に、当該委託を証する書類の写しを添付して行うものとする。

2 専用水道の設置者は、前項の規定による届出事項を変更したときは、速やかに専用水道管理業務委託変更届（様式第8号）に、変更の内容が確認できる書類を添付して市長に届け出なければならない。

3 法第 34 条第 1 項において準用する法第 24 条の 3 第 2 項後段の規定による届出は、専用水道管理業務委託契約失効届（様式第 9 号）により行うものとする。

（専用水道の水質検査結果の報告）

第 7 条 専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 20 条第 1 項の規定により水質検査を行ったときは、速やかに専用水道水質検査結果報告書（様式第 10 号）に、当該水質検査の結果を明らかにする書類の写しを添付して市長に報告しなければならない。

（専用水道の休止又は廃止の届出）

第 8 条 専用水道の設置者は、専用水道を休止し、又は廃止したときは、速やかに専用水道休止・廃止届（様式第 11 号）により市長に届け出なければならない。

（簡易専用水道の設置等の届出）

第 9 条 簡易専用水道を設置したときは、当該簡易専用水道の設置者は、速やかに簡易専用水道設置届（様式第 12 号）に簡易専用水道施設概要書（様式第 13 号）を添付して市長に届け出なければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、前項の規定による届出事項を変更したときは、速やかに簡易専用水道届出事項変更届（様式第 14 号）に、変更の内容が確認できる書類及び図面を添付して市長に届け出なければならない。

3 簡易専用水道の設置者は、簡易専用水道を休止し、又は廃止したときは、速やかに簡易専用水道休止・廃止届（様式第 15 号）により市長に届け出なければならない。

4 簡易専用水道の設置者は、法第 34 条の 2 第 2 項の規定により国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、速やかに簡易専用水道受検報告書（様式第 16 号）に、当該検査の結果を明らかにする書類の写しを添付して市長に報告しなければならない。

（緊急停止の報告）

第 10 条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第 34 条第 1 項において準用する法第 23 条第 1 項又は省令第 55 条第 4 号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに緊急停止報告書（様式第 17 号）により市長に報告しなければならない。

（改善の指示等）

第 11 条 市長は、法第 36 条第 1 項の規定により専用水道を改善すべき旨を指示するとき又は同条第 3 項の規定により簡易専用水道の管理に関し必要な措置を採るべき旨を指示するときは、指示書（様式第 18 号）により行うものとする。

2 市長は、法第 36 条第 2 項の規定により水道技術管理者を変更すべきことを勧告するときは、勧告書（様式第 19 号）により行うものとする。

（給水停止命令）

第 12 条 市長は、法第 37 条の規定により給水を停止すべきことを命じるときは、給水停止命令書（様式第 20 号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 51 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この規則による改正後の様式による用紙とみなし、これを使用することができる。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 34 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日規則第 28 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 19 日規則第 50 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

水道法（抜粋）

（用語の定義）

第三条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

一 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

二 その水道施設の一日最大給水量（一日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

（水質基準）

第四条 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

一 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。

二 シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。

三 銅、鉄、弗ふつ素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。

四 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。

五 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。

六 外観は、ほとんど無色透明であること。

2 前項各号の基準に関して必要な事項は、環境省令で定める。

（施設基準）

第五条 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導

水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

- 一 取水施設は、できるだけ良質の原水を必要量取り入れることができるものであること。
 - 二 貯水施設は、渇水時においても必要量の原水を供給するのに必要な貯水能力を有するものであること。
 - 三 導水施設は、必要量の原水を送るのに必要なポンプ、導水管その他の設備を有すること。
 - 四 浄水施設は、原水の質及び量に応じて、前条の規定による水質基準に適合する必要量の浄水を得るのに必要なちんでん池、濾ろ過池その他の設備を有し、かつ、消毒設備を備えていること。
 - 五 送水施設は、必要量の浄水を送るのに必要なポンプ、送水管その他の設備を有すること。
 - 六 配水施設は、必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して供給するのに必要な配水池、ポンプ、配水管その他の設備を有すること。
- 2 水道施設の位置及び配列を定めるにあたっては、その布設及び維持管理ができるだけ経済的で、かつ、容易になるようにするとともに、給水の確実性をも考慮しなければならない。
 - 3 水道施設の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。
 - 4 前三項に規定するもののほか、水道施設に関して必要な技術的基準は、国土交通省令(前条の規定による水質基準に適合する浄水を得るため、又は当該浄水の水質を保持するために必要な技術的基準については、国土交通省令・環境省令)で定める。

(給水開始前の届出及び検査)

第十三条 水道事業者は、配水施設以外の水道施設又は配水池を新設し、増設し、又は改造した場合において、その新設、増設又は改造に係る施設を使用して給水を開始しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣にその旨を届け出で、かつ、環境省令の定めるところにより、水質検査を行い、及び国土交通省令の定めるところにより施設検査を行わなければならない。

- 2 水道事業者は、前項の規定による水質検査及び施設検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、その検査を行った日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

(水道技術管理者)

第十九条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者一人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- 一 水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査(第二十二條の二第二項に規定する点検を含む。)
- 二 第十三条第一項の規定による水質検査及び施設検査
- 三 給水装置の構造及び材質が第十六条の政令で定める基準に適合しているかどうかの検査
- 四 次条第一項の規定による水質検査
- 五 第二十一条第一項の規定による健康診断
- 六 第二十二條の規定による衛生上の措置

七 第二十二條の三第一項の台帳の作成

八 第二十三條第一項の規定による給水の緊急停止

九 第三十七條前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（水質検査）

第二十条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による水質検査を行つたときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行つた日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

3 水道事業者は、第一項の規定による水質検査を行うため、必要な検査施設を設けなければならない。ただし、当該水質検査を、国土交通省令の定めるところにより、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に委託して行うときは、この限りでない。

（健康診断）

第二十一条 水道事業者は、水道の取水場、浄水場又は配水池において業務に従事している者及びこれらの施設の設置場所の構内に居住している者について、環境省令の定めるところにより、定期及び臨時の健康診断を行わなければならない。

2 水道事業者は、前項の規定による健康診断を行つたときは、これに関する記録を作成し、健康診断を行つた日から起算して一年間、これを保存しなければならない。

（衛生上の措置）

第二十二条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

（給水の緊急停止）

第二十三条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

（業務の委託）

第二十四条の三 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 第一項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者一人を置かなければならない。

- 4 受託水道業務技術管理者は、第一項の規定により委託された業務の範囲内において第十九条第二項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。
- 5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。
- 6 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第十三条第一項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第二項、第十七条、第二十条から第二十二条の三まで、第二十三条第一項、第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条（第二項及び第三項を除く。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技術管理者については、これらの規定は、適用しない。
- 7 前項の規定により水道管理業務受託者を水道事業者とみなして第二十五条の九の規定を適用する場合における第二十五条の十一第一項の規定の適用については、同項第五号中「水道事業者」とあるのは、「水道管理業務受託者」とする。
- 8 第一項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第十九条第二項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関する全ての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合には、水道事業者については、同条第一項の規定は、適用しない。

（確認）

第三十二条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

（確認の申請）

第三十三条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
- 二 水道事務所の所在地
- 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第一項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 一日最大給水量及び一日平均給水量
 - 二 水源の種別及び取水地点
 - 三 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 四 水道施設の概要
 - 五 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造

六 浄水方法

七 工事の着手及び完了の予定年月日

八 その他国土交通省令で定める事項

5 都道府県知事は、第一項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第五条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

6 前項の通知は、第一項の申請を受理した日から起算して三十日以内に、書面をもつてしなければならない。

(準用)

第三十四条 第十三条、第十九条（第二項第三号及び第七号を除く。）、第二十条から第二十二條の二まで、第二十三条及び第二十四条の三（第七項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十三条第一項	国土交通大臣	都道府県知事
第十九条第二項	事項	事項（第三号及び第七号に掲げる事項を除く。）
第二十四条の三第二項	国土交通大臣	都道府県知事
第二十四条の三第四項	第十九条第二項各号	第十九条第二項各号（第三号及び第七号を除く。）
第二十四条の三第六項	第十七条、第二十条から第二十二條の三	第二十条から第二十二條の二
	第二十五条の九、第三十六条第二項並びに第三十九条（第二項	第三十六条第二項並びに第三十九条（第一項
第二十四条の三第八項	同項各号	同項各号（第三号及び第七号を除く。）

2 一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第十九条第三項の規定を準用しない。

(改善の指示等)

第三十六条 国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道につ

いて、当該水道施設が第五条の規定による施設基準に適合しなくなつたと認め、かつ、国民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該施設を改善すべき旨を指示することができる。

- 2 国土交通大臣は水道事業又は水道用水供給事業について、都道府県知事は専用水道について、水道技術管理者がその職務を怠り、警告を発したにもかかわらずなお継続して職務を怠つたときは、当該水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は専用水道の設置者に対して、水道技術管理者を変更すべきことを勧告することができる。

(給水停止命令)

第三十七条 国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第一項又は第三項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第二項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第三十九条

- 2 都道府県知事は、水道（水道事業等の用に供するものを除く。以下この項において同じ。）の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして水道の工事現場、事務所若しくは水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

- 4 前三項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 5 第一項、第二項又は第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(管轄都道府県知事)

第四十八条 この法律又はこの法律に基づく政令の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、第三十九条（立入検査に関する部分に限る。）及び第四十条に定めるものを除き、水道事業、専用水道及び簡易専用水道について当該事業又は水道により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合及び水道用水供給事業について当該事業から用水の供給を受ける水道事業により水が供給される区域が二以上の都道府県の区域にまたがる場合は、政令で定めるところにより関係都道府県知事が行う。

(市又は特別区に関する読替え等)

第四十八条の二 市又は特別区の区域においては、第三十二条、第三十三条第一項、第三項及び第五項、第三十四条第一項において準用する第十三条第一項及び第二十四条の三第二項、第三十六条、第三十七条並びに第三十九条第二項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた場合における前条の規定の適用については、市長又は特別区の区長を都道府県知事と、市又は特別区を都道府県とみなす。

(罰則)

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

二 第二十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第五十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

五 第十九条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

六 第二十四条の三第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者

七 第二十四条の三第三項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

十 第三十七条の規定による給水停止命令に違反した者

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

二 第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者

三 第二十条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

四 第二十一条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

五 第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

七 第三十二条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十条第三項、第十一条第三項（第三十一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第二項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）又は第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法施行令（抜粋）

（専用水道の基準）

第一条 水道法（以下「法」という。）第三条第六項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 口径二十五ミリメートル以上の導管の全長 千五百メートル
- 二 水槽の有効容量の合計 百立方メートル

2 法第三条第六項第二号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が二十立方メートルであることとする。

（水道技術管理者の資格）

第七条 法第十九条第三項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、次のとおりとする。

- 一 第五条の規定により簡易水道以外の水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- 二 第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第一号に規定する学校を卒業した者については四年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については六年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については八年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 十年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 国土交通省令・環境省令の定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

2 簡易水道又は一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道については、前項第一号中「簡易水道以外の水道」とあるのは「簡易水道」と、同項第二号中「四年以上」とあるのは「二年以上」と、「六年以上」とあるのは「三年以上」と、「八年以上」とあるのは「四年以上」と、同項第三号中「十年以上」とあるのは「五年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

（業務の委託）

第九条 法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を一の者に委託するものであること。
- 二 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。
- 三 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
- イ 委託に係る業務の内容に関する事項
- ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項

ハ その他国土交通省令で定める事項

第十条 法第二十四条の三第一項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める要件は、法第二十四条の三第一項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

（受託水道業務技術管理者の資格）

第十一条 法第二十四条の三第五項（法第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める資格は、第七条の規定により水道技術管理者たる資格を有する者とする。

水道法施行規則（抜粋）

（令第一条第二項の国土交通省令で定める目的）

第一条 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号。以下「令」という。）第一条第二項に規定する国土交通省令で定める目的は、人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活の用に供することとする。

（工事設計書に記載すべき水質試験の結果）

第三条 法第七条第五項第三号（法第十条第二項において準用する場合を含む。）に規定する水質試験の結果は、水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の表の上欄に掲げる事項に関して水質が最も低下する時期における試験の結果とする。

2 前項の試験は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

（給水開始前の水質検査）

第十条 法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

（給水開始前の施設検査）

第十一条 法第十三条第一項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水装置を含む。）について行うものとする。

（水道技術管理者の資格）

第十四条 令第七条第一項第四号の規定により同項第二号及び第三号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号及び第四十条第二号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同項第一号に規定する学校の卒業者については五年

(簡易水道及び一日最大給水量が千立方メートル以下である専用水道(以下この号及び次号において「簡易水道等」という。))の場合は、二年六箇月)以上、同項第三号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。))については七年(簡易水道等の場合は、三年六箇月)以上、同項第四号に規定する学校の卒業者については九年(簡易水道等の場合は、四年六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第七条第一項第二号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数(簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習(以下「登録講習」という。)の課程を修了した者

(定期及び臨時の水質検査)

第十五条 法第二十条第一項の規定により行う定期の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 次に掲げる検査を行うこと。

イ 一日一回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

ロ 第三号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表(以下この項及び次項において「基準の表」という。)の上欄に掲げる事項についての検査

二 検査に供する水(以下「試料」という。)の採取の場所は、給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中三の項から五の項まで、七の項、九の項、十一の項から二十一の項まで、三十七の項、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあつては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。

三 第一号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。

イ 基準の表中一の項、二の項、三十九の項及び四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね一箇月に一回以上とすること。ただし、同表中三十九の項及び四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあつては、おおむね三箇月に一回以上とすることができる。

ロ 基準の表中四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね一箇月に一回以上とすること。

ハ 基準の表中三の項から三十八の項まで、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項に関する検査(同表中二十の項の上欄に掲げる事項に関する調査であつて簡易水道事業を営む水道事業者が行うものを除く。)については、おおむね三箇月に一回以上とすること。

ただし、同表中三の項から九の項まで、十一の項から二十一の項まで、三十三の項から三十八の項まで、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項に関する検査（同表中二十の項の上欄に掲げる事項に関する調査であつて簡易水道事業を営む水道事業者が行うものを除く。）については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の五分の一以下であるときは、おおむね一年に一回以上と、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、おおむね三年に一回以上とすることができる。

二 基準の表中二十の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、簡易水道事業の場合にあつては、次のとおりとする。

(1) おおむね三箇月に一回以上とすること。

(2) 当該事項についての過去の検査の結果により当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、(1)の規定にかかわらず、おおむね六箇月に一回以上とすることができる。

(3) 当該事項についての過去の検査の結果及び原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）を勘案して、当該事項の検出されるおそれが少ないと認められる場合には、(1)の規定にかかわらず、おおむね一年に一回以上とすることができる。

(4) 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去三年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去三年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の十分の一以下であるときは、(1)の規定にかかわらず、おおむね三年に一回以上とすることができる。

(5) 過去一年間における当該事項についての検査の結果が基準値の五分の一を超えた場合は、(2)、(3)及び(4)の規定にかかわらず、おおむね三箇月に一回以上とすること。

四 次のイ及びロに掲げる事項に関する検査は、当該イ及びロに掲げる場合に該当する場合には、第一号及び前号の規定にかかわらず、省略することができること。

イ 次の表の上欄に掲げる事項に関して、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の二分の一を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合

<p>基準の表中三の項から五の項まで、七の項、十二の項、十三の項（海水を原水とする場合を除く。）、二十七の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、三十七の項、三十八の項、四十の項から四十二の項まで、四十五の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項</p>	<p>原水並びに水源及びその周辺の状況</p>
<p>基準の表中六の項、八の項及び三十三の項から三十六の項までの上欄に掲げる事項</p>	<p>原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術的基準を定める省令</p>

	(平成十二年厚生省令第十五号) 第一条第十四号の薬品等及び同条第十七号の資機材等の使用状況
基準の表中十四の項から十九の項まで及び二十一の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況 (地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)
基準の表中四十三の項及び四十四の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況 (湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。)

ロ 基準の表中二十の項の上欄に掲げる事項に関して、水道用水供給事業者から供給を受ける水のみを水源とする水道事業の場合であつて、当該水道用水供給事業者の検査の結果が基準値の五分の一以下であり、かつ、当該水道事業者が検査を実施し、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められるとき。ただし、過去一年間における当該事項についての検査の結果が基準値の五分の一を超えた場合は、当該水道事業者が検査を実施し、おおむね三箇月に一回以上とすること。

2 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。

二 試料の採取の場所に関しては、前項第二号の規定の例によること。

三 基準の表中一の項、二の項、三十九の項及び四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかわらず、省略することができること。

3 第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

4 第一項第一号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。

5 第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。

6 水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。

7 水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

四 第二項の検査に関する事項

五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

8 法第二十条第三項ただし書の規定により、水道事業者が第一項及び第二項の検査を地方公共団体の機関又は登録水質検査機関（以下この項において「水質検査機関」という。）に委託して行うときは、次に掲げるところにより行うものとする。

一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、ロ及びへを除く。）を含むこと。

イ 委託する水質検査の項目

ロ 第一項の検査の時期及び回数

ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

ニ 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

ホ 水質検査の結果の根拠となる書類

ヘ 第二項の検査の実施の有無

二 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。

三 委託料が受託業務を遂行するに足りる額であること。

四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。

五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。

六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

（健康診断）

第十六条 法第二十一条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者（病原体の保有者を含む。）の有無に関して、行うものとする。

2 法第二十一条第一項の規定により行う臨時の健康診断は、同項に掲げる者に前項の感染症が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、発生した感染症又は発生するおそれがある感染症について、前項の例により行うものとする。

3 第一項の検査は、前項の検査を行つた月においては、同項の規定により行つた検査に係る感染症に関しては、行うことを要しない。

4 他の法令（地方公共団体の条例及び規則を含む。以下本項において同じ。）に基いて行われた健康診断の内容が、第一項に規定する感染症の全部又は一部に関する健康診断の内容に相当するものであるときは、その健康診断の相当する部分は、同項に規定するその部分に相当する健康診断とみなす。この場合において、法第二十一条第二項の規定に基いて作成し、保管すべき記録は、他の法令に基いて行われた健康診断の記録をもつて代えるものとする。

（衛生上必要な措置）

第十七条 法第二十二条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

一 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止

を充分にすること。

二 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

三 給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1mg/l （結合残留塩素の場合は、 0.4mg/l ）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、 0.2mg/l （結合残留塩素の場合は、 1.5mg/l ）以上とする。

2 前項第三号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、環境大臣が定める。

（水道施設の維持及び修繕）

第十七条の二 法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 水道施設の構造、位置、維持又は修繕の状況その他の水道施設の状況（次号において「水道施設の状況」という。）を勘案して、流量、水圧、水質その他の水道施設の運転状態を監視し、及び適切な時期に、水道施設の巡視を行い、並びに清掃その他の当該水道施設を維持するために必要な措置を講ずること。

二 水道施設の状況を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により点検を行うこと。

三 前号の点検は、コンクリート構造物（水密性を有し、水道施設の運転に影響を与えない範囲において目視が可能なものに限る。次項及び第三項において同じ。）にあつては、おおむね五年に一回以上の適切な頻度で行うこと。

四 第二号の点検その他の方法により水道施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、水道施設を良好な状態に保つように、修繕その他の必要な措置を講ずること。

2 水道事業者は、前項第二号の点検（コンクリート構造物に係るものに限る。）を行つた場合に、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検を実施した者の氏名

三 点検の結果

3 水道事業者は、第一項第二号の点検その他の方法によりコンクリート構造物の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握し、同項第四号の措置（修繕に限る。）を講じた場合には、その内容を記録し、当該コンクリート構造物を利用している期間保存しなければならない。

（委託契約書の記載事項）

第十七条の六 令第九条第三号ハに規定する国土交通省令で定める事項は、委託に係る業務の実施体制に関する事項とする。

（業務の委託の届出）

第十七条の七 法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出に係る国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 水道事業者の氏名又は名称

二 水道管理業務受託者の住所及び氏名（法人又は組合（二以上の法人が、一の場所において行われ

る業務を共同連帯して請け負った場合を含む。)にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

三 受託水道業務技術管理者の氏名

四 委託した業務の範囲

五 契約期間

2 法第二十四条の三第二項の規定による委託に係る契約が効力を失つたときの届出に係る国土交通省令で定める事項は、前項各号に掲げるもののほか、当該契約が効力を失つた理由とする。

(確認申請書の添付書類等)

第五十三条 法第三十三条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるものとする。

一 水の供給を受ける者の数を記載した書類

二 水の供給が行われる地域を記載した書類及び図面

三 水道施設の位置を明らかにする地図

四 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

五 主要な水道施設(次号に掲げるものを除く。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

六 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

(準用)

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条	第七条第五項第三号(法第十条第二項において準用する場合を含む。)	第三十三条第四項第三号
第十条第一項	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項
第十一条	第十三条第一項	第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項
	給水装置	給水の施設
第十五条第一項	簡易水道事業を経営する水道事業者	専用水道の設置者
	水道用水供給事業者	水道事業者、水道用水供給事業者又は他の専用水道の設置者

第十五条第一項及び第二項	第二十条第一項	第三十四条第一項において準用する法第二十条第一項
第十五条第七項第五号	第二十条第三項	第三十四条第一項において準用する法第二十条第三項
第十五条第八項	第二十条第三項ただし書	第三十四条第一項において準用する法第二十条第三項ただし書
第十五条の二	第二十条の二	第三十四条第一項において準用する法第二十条の二
第十五条の二第三号	第二十条の三各号	第三十四条第一項において準用する法第二十条の三各号
第十五条の二第四号	第二十条の四第一項第一号	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第一号
第十五条の二第五号	第二十条の四第一項第二号	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第二号
第十五条の二第六号	第二十条の四第一項第三号イ	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第三号イ
	同号ハ	法第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第三号ハ
第十五条の二第七号	第二十条の四第一項第三号ロ	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第三号ロ
第十五条の二第九号ロ	第二十条の四第一項第三号イ	第三十四条第一項において準用する法第二十条の四第一項第三号イ
第十五条の三	第二十条の五第一項	第三十四条第一項において準用する法第二十条の五第一項
第十五条の四	第二十条の六第二項	第三十四条第一項において準用する法第二十条の六第二項
第十五条の四第四号ハ	第二十条の十四	第三十四条第一項において準用する法第二十条の十四

第十五条の五 第一項	第二十条の七	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の七
第十五条の六 第一項	第二十条の八第二項	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の八第二項
第十五条の六 第一項第八号	第二十条の十第二項第二号及び第四号	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の十第二項第二号及び第四号
第十五条の六 第二項	第二十条の八第一項前段	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の八第一項前段
第十五条の六 第三項	第二十条の八第一項後段	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の八第一項後段
第十五条の七	第二十条の九	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の九
第十五条の八	第二十条の十第二項第三号	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の十第二項第三号
第十五条の九	第二十条の十第二項第四号	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の十第二項第四号
第十五条の十 第二項	第二十条の十四	第三十四条第一項において準用する法第 二十条の十四
第十六条第一 項及び第二項	第二十一条第一項	第三十四条第一項において準用する法第 二十一条第一項
第十六条第四 項	第二十一条第二項	第三十四条第一項において準用する法第 二十一条第二項
第十七条	第二十二条	第三十四条第一項において準用する法第 二十二条
第十七条の二 第一項	第二十二条の二第一項	第三十四条第一項において準用する法第 二十二条の二第一項

第十七条の七	第二十四条の三第二項	第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項
--------	------------	-----------------------------